



2020年3月17日

ライオンズクラブ国際協会330-A地区

各クラブ会長・幹事 様

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区  
ガバナー 伊賀 保夫  
薬物乱用防止委員会：委員長 L村島 吉豊

## 「薬物専門講師証明書交付申請書」に関するご案内について

拝啓 浅春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は薬物乱用防止活動に格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年2月20日に東京都福祉保健局が開催を予定しておりました「薬物専門講師研修」につきましては、2月18日付で各クラブへお知らせ致しました通り、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し急遽開催が中止となりました。

この為、予め東京都福祉保健局へ本研修会への参加申込を済まされていた方全員へ、「研修会資料一式」と「今年度の研修会受講カード」が直接郵送されますのでご確認くださいませようお願い申し上げます。今年度の研修会は、各自で資料の内容を通読して頂くことをもって受講済みとし、受講カードも有効なものとして取り扱われますので、以下の通り「薬物専門講師証明書交付申請」についてご案内申し上げます。

本年も、東京都福祉保健局依頼によりライオンズクラブ国際協会330-A地区内での申請の取り纏めを当委員会が行う事となりましたので、別紙内容に基づき申請をお願いして頂きますようお願い申し上げます。

尚、今回の証明書発行に関しましては令和2年2月20日に開催が予定されておりました研修会へ、予め申し込みを済まされていたことが条件の一つでございますので、申請書発行に関しましてご不明点等御座いましたら直接担当局宛てにご連絡とご確認を頂きたいようお願い申し上げます。

お忙しい中ではございますがご理解の上、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。 敬具

### 記

申請内容	薬物専門講師証明書交付申請書
提出先	ライオンズクラブ国際協会330-A地区薬物乱用防止委員会 取り纏めたのち東京都福祉保健局健康安全部へ提出いたします。
提出期限	<u>2020年5月27日(水)厳守</u> 「期限を過ぎての提出に関する件につきましては直接下記問い合わせ先とご調整頂く事となります」
提出先	「申請書」に記載の上、キャビネット事務局までご郵送をお願いいたします。 〒169-0074 東京都新宿区北新宿1-36-6 ダイナシティ西新宿1階 (封筒に「東京都薬物専門講師証明書交付申請書」と明記してください)
提出書類	別紙 「薬物専門講師証明書交付申請書」
問い合わせ先	東京都福祉保健局健康安全部薬務課麻薬対策担当(山崎・加藤) (薬物専門講師証明書交付申請書の件での質問とお伝えください) 電話：03-5320-4505
送付について	例年、福祉保健局より(夏季頃)個人宛に発送されております。 以上

# 薬物専門講師証明書交付申請書

年 月 日

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

〒  
住 所

ふりがな  
氏 名

印

(電話番号

)

証明番号

下記のとおり、要件を満たしたので、薬物専門講師証明書の交付を申請します。

記

## 1 講師を務めた薬物乱用防止講習会

年 月 日 実施	開催場所 (学校名など)
年 月 日 実施	開催場所 (学校名など)
年 月 日 実施	開催場所 (学校名など)

## 2 受講した薬物専門講師研修

年 月 受講

(注意事項)

証明番号は、薬物専門講師証明書に記載されている番号を記載すること。

なお、初めて薬物専門講師証明書の交付を申請する者については「9999」と記載してください。

※ 薬物専門講師証明書交付申請書に御記入いただいた個人情報、薬物専門講師証明に関する  
こと以外には一切使用しません。

研修受講カード貼付位置

記載例 (令和2年版)

※ 証明の申請は、令和2年4月1日から5月末日までに、所属する団体を経由して行ってください。  
※ 証明書は3年間有効です。令和2年度に更新が必要な方は、平成32年9月が期限となっている方です。

### 薬物専門講師証明書交付申請書

令和2年4月30日

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

〒163-8001

住所 **東京都新宿区西新宿2-8-1**

ふりがな **やくむ たろう**  
氏名 **薬務 太郎**



(電話番号 **03-5320-4505**)

証明番号 **9999**

更新の場合は、現在お持ちの証明番号を御記入ください。

初めての申請の場合は、“9999”と御記入ください。

下記のとおり、要件を満たしたので、薬物専門講師証明書の交付を申請します。

記

1 講師を務めた薬物乱用防止

令和2年に申請される際は、平成29年4月1日から令和2年3月31日までの3年間の実績を御記入ください。

平成29年 5月10日 実施	開催場所(学校名など) <b>都庁小学校</b>
平成30年 9月17日 実施	開催場所(学校名など) <b>薬務高等学校</b>
平成31年 1月14日 実施	開催場所(学校名など) <b>麻薬対策区民センター</b>

平成29年度から令和元年度までに受講したもの

2 受講した薬物専門講師研修

令和2年2月 受講

(注意事項)

証明番号は、薬物専門講師証明書に記載された講師証明書の交付を申請する者については「新

※ 薬物専門講師証明書交付申請書に記入し

「受講カード」又は「受講カードのコピー」の貼付をお願いいたします。  
(受講カードが手元にない場合貼付は不要です。)

研修受講カード

氏名 **薬務 太郎**

【研修名】 令和元年度 薬物専門講師研修

【受講日】 令和2年2月20日

受講済

福祉保健局健康安全部薬務課麻薬対策担当

# 薬物専門講師証明制度に関する要綱

平成23年3月10日  
22福保健薬第2064号

## 1 目的

薬物乱用防止に関する専門的知識を有し、学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会の講師を務めている者（以下、「薬物専門講師」という。）からの申請に基づき、薬物専門講師であることを証明する証明書を交付し、その活動を支援する。

これにより、学校等における薬物乱用防止教育の充実と地域の活動団体と連携した啓発活動の強化を図り、もって東京都の薬物乱用防止対策を推進することを目的とする。

## 2 薬物専門講師の役割及び責務

薬物専門講師の役割及び責務は、次のとおりとする。

- (1) 学校、地域の活動団体等からの依頼に基づき、薬物乱用防止講習会において講師を務める。
- (2) 積極的に研修を受講するなど、薬物乱用防止に関する専門知識の維持、向上に努める。

## 3 証明の対象者

原則として、東京都福祉保健局健康安全部長（以下、「健康安全部長」という。）が適当と認める団体（以下、「団体」という。）に所属する者とする。

## 4 証明の要件

証明書の交付を申請する日の属する年の3月31日を起算日として3年前までの期間において、次の要件をいずれも満たしていること。

- (1) 薬物乱用防止講習会の講師を3回以上務めていること。
- (2) 8に定める薬物専門講師研修を1回以上受講していること。

## 5 証明書の交付申請

4に掲げる要件を全て満たし、証明書の交付を受けようとする者は、薬物専門講師証明書交付申請書（第1号様式）により、交付申請を行うこととする。申請は、原則として団体を經由して行うこととし、団体は、申請書を取りまとめ、健康安全部長宛提出する。

申請の期間は、毎年4月1日から同年5月末日までとする。

## 6 証明書の交付

健康安全部長は、5に定める証明書の交付申請に基づき、薬物専門講師証明書（第2号様式）を交付する。証明書の有効期限は、交付の日から3年を経過した日の属する年の9月末日までとする。

## 7 変更の届出

証明書の交付を受けた者は、氏名又は住所に変更が生じた場合、薬物専門講師変更届書（第3号様式）により、原則として団体を經由して、健康安全部長宛届け出ることとする。

## 8 薬物専門講師研修

東京都は、薬物専門講師を務めるに当たって必要な知識を付与するため、薬物専門講師研修を年1回以上開催する。

## 附 則

1 この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 4に規定する薬物乱用防止講習会及び薬物専門講師研修については、平成22年4月1日以降に実施されたものを対象とする。